○九州地方整備局告示第百七十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　増田　博行

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
出水市下知識町一六四一番から阿久根市赤瀬川字堂山二八二九番一まで	前	ＢＡ 八・四〇～二〇・〇〇	四六・二〇〇メートル～一〇九・六八〇メートル 一三・九〇〇キロメートル～一五・二一六キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ 八・四〇～二〇・〇〇	四六・二〇〇メートル～一〇九・六八〇メートル 一三・九〇〇キロメートル～一五・二一六キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第百七十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　増田　博行

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号	出水市下知識町六七七番一から同市高尾野町上水流字永田一四三一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十一月十二日

○九州地方整備局告示第百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月十日から二週間九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所において一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　増田　博行

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　三号

三　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
出水市下知識町六二〇番一から同市高尾野町上水流字石橋一一一番一まで	一一・四〇～八七・五〇メートル	三・八六〇キロメートル

四　指定する期日　平成二十九年十一月十日

○北海道開発局告示第二百五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　和泉　晶裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十九号	北海道積丹郡積丹町大字美国町字小泊一番一六から同町大字美国町字船澗九〇番三まで	北海道開発局及び同局小樽開発建設部

供用開始の期日　平成二十九年十一月十日

国会事項

衆議院

質問書提出

十一月八日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

トランプ大統領のアメリカ製の防衛装備品の購入を促す発言に対する政府の見解に関する質問主意書（**逢**坂誠二提出）

日米首脳のゴルフ場での会話記録を残すための必要性に関する質問主意書（**逢**坂誠二提出）

選挙期間中の情勢調査の公表記事に関する質問主意書（初鹿明博提出）

東京外かく環状道路に関する質問主意書（宮本徹提出）

参議院

質問主意書転送

十一月八日次の質問主意書を内閣に転送した。

学校現場における毛髪の染色指導に関する質問主意書（**真**山勇一提出）（第一〇号）

人事異動

内閣

佐藤　勇夫

国務大臣秘書官に任命する

江崎国務大臣附を命ずる

国務大臣秘書官　若山　慎司

願に依り本官を免ずる（以上十一月一日）

皇室事項

文化勲章親授式

十一月三日午前十時三十分、宮中において、斯波義信、松原謙一、奥谷博、芝祐靖及び藤嶋昭の文化勲章親授式を行われた。

御祝電

天皇陛下は、カンボジア国の独立記念日につき、十一月八日同国国王陛下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、宮崎労働局の関係労働者を代表する者岩倉万太郎の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を推薦されたい。

平成29年11月10日

厚生労働大臣　加藤　勝信

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の労働者の加入している労働者の団体であって、宮崎労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成29年11月20日

４　推薦書及び添付書類提出先　宮崎労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名　　印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考